

⑥ 厚 生 労 働 省

法人名	独立行政法人国立健康・栄養研究所(平成13年4月1日設立) <非特定> (理事長:徳留 信寛)
目的	国民の健康の保持及び増進に関する調査及び研究並びに国民の栄養その他国民の食生活に関する調査及び研究等を行うことにより、公衆衛生の向上及び増進を図ることを目的とする。
主要業務	1 国民の健康の保持及び増進に関する調査及び研究を行うこと。 2 国民の栄養その他国民の食生活の調査及び研究を行うこと。 3 食品について栄養生理学上の試験を行うこと。 4 1から3に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
委員会名	厚生労働省独立行政法人評価委員会(委員長:山口 修)
分科会名	調査研究部会(部会長:酒井 一博)
ホームページ	法人: http://www.nih.go.jp/eiken/ 評価結果: http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/dokuritu/dokuritsu-iin/cyosa11.html
中期目標期間	5年間(平成23年4月1日～平成28年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H20 年度	H21 年度	H22 年度	第2期 中期 目標期間	H23 年度	H24 年度	備考
<総合評価>	—	—	—	—	—	—	1. S、A、B、C、Dの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「—」を記入している。
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化							
(1) 運営体制の改善に関する事項	A	B	A	A	B	A	
(2) 研究・業務組織の最適化に関する事項	A	A	A	A	A	A	
(3) 職員の人事の適正化に関する事項	A	A	A	A	A	A	
(4) 事務等の効率化・合理化に関する事項	B	B	A	B	A	A	
(5) 評価の充実に関する事項	A	B	A	A	A	A	
(6) 業務運営全体での効率化	B	A	A	A	A	A	
2.国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上							
(1) 研究に関する事項	S×2 A×5 B×1	S×1 A×6 B×1	S×1 A×5 B×2	A×6 B×2	A×7	A×7	
(2) 法律に基づく業務、社会的・行政ニーズ、国際協力等に関する事項	S×1 A×2 B×1	S×1 A×2 B×1	S×1 A×2 B×1	A×2 B×2	S×1 A×3	A×3 B×1	
(3) 情報発信の推進に関する事項	S	A	A	A	A	S	
3.財務内容の改善							
(1) 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する事項	B	A	B	B	B	B	
(2) 経費の抑制に関する事項	A	A	A	A	A	A	
4.その他業務運営に関する事項							
(1) 施設及び設備に関する計画							
(2) 職員の人事に関する計画							
(3) セキュリティの確保	A	B	B	B	B	A	

2. 府省評価委員会による平成24年度評価結果(H25.8.28)(主なもの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)

- 平成24年度の実績評価については、全体として、当該研究所の目的である「国民の健康の保持及び増進に関する調査及び研究並びに国民の栄養その他国民の食生活に関する調査及び研究等を行うことにより、一・公衆衛生の向上及び増進」に資する活動を着実に進めており、中期目標に基づく年度計画を達成し、適正に業務を実施したと評価す。ただし、以下の点について留意し、今後のさらなる改善と効率化を期待する。
 - ① 国の生活習慣病対策等の施策としてより効果的な反映が見込まれる研究の一つである「生活習慣病予防のための運動と食事の併用効果に関する研究」について、身体活動基準2013、アクティブガイドの策定のための文献研究の実施、2型糖尿病感受性遺伝子の同定とその機能の解明、大規模コホートの解析から新たな知見の獲得など、生活習慣病予防のための研究成果は大きな進展がみられていることは評価できるが、今後は運動と食事の併用効果に関しての研究を推進することを期待す。
 - ② 研究成果の公表については、インパクトファクターの高い原著論文の採択数が年度計画を上回っていることは高く評価できる。一方で、研究所の目的に照らした研究成果の社会的意義を評価することも必要であり、論文の被引用率等の視点を取り入れることを今後の課題として取り組むことを期待す。
 - ③ 東日本大震災対応として作成したリーフレットに対する地元での反応や効果について、フォローアップすることを期待す。
 - ④ 業務運営の改善及び効率化に関する事項を達成するための措置のうち、運営費交付金については、いずれも数値目標は達成しており、年度計画を上回る実績であると評価できるが、削減において研究に影響が生じないように配慮すべきである。
 - ⑤ 財務内容の改善に関する事項を達成するための措置のうち、外部研究資金の確保については概ね目標に近づいており、その努力については評価できるが、さらなる外部研究資金の獲得を期待する。

(2)項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
研究に関する事項(研究水準及び研究成果等に関する事項(健康・栄養に関する施策、ガイドライン等の科学的根拠につながる質の高い研究を行い、研究成果を論文等を通じて社会に発信・還元を行うこと。))	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者における二重標準水法の検討結果についてレビューを行い、これまでに、どのような対象特性をもった高齢者においてどのような身体活動レベルの値が得られてきたかを明らかにした。 世界へ向けた「日本人の食事摂取基準」(2010年版)の発信を目的として、英語版概要を作成し、HPにて公開した(4月)。また、英語論文として公表(JNSV誌)するため、研究事務局として企画・編集を担当し内容を取りまとめて投稿した。 食事摂取基準の策定において日本人で不足しているエビデンスを創出するため、国民健康・栄養調査プールデータを用いた再解析を実施した。 など 	<ul style="list-style-type: none"> 「運動基準2006」で示された身体活動量、運動量、体力の基準の妥当性について検討するための大規模無作為割り付け介入研究実施によりデータを得たこと、生活習慣病発症における遺伝、環境リスクの相互作用の解明において、計4か所に2型糖尿病と関連する領域を見出したこと等、生活習慣病予防における研究成果として評価できる。
法律に基づく業務、社会的・行政ニーズ、国際協力等に関する事項(健康増進法に基づく業務に関する事項)	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> 健康・栄養に関連する関係団体等との意見交換会を戦略的に計6回実施し、従来から協力関係にある団体等(職能団体、大学、研究機関)との情報交換及び連携を継続した。これらは社会ニーズを把握し、今後の研究の指向性を検討することに役立っている。 国民、栄養専門職等からの意見、要望等を広く効率的に把握するための取り組みを進めた。具体的には、ホームページのデザインを変更して閲覧しやすくし、ホームページ上からの質問を受けやすいものとした。外部から出された質問と回答については、まとめて月1回所内メールで連絡し、国民から求められているニーズを共有した。 など 	<ul style="list-style-type: none"> 健康増進法に基づく国民健康・栄養調査や特別用途食品の表示許可に係る分析試験等の業務を適切かつ遅滞なく実施し、分析業務の精度管理および精度向上に努めたことは消費者への正しい情報の提供、食品の安心・安全お確保に繋がった点で評価できる。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成24年度評価に関する意見(H25.12.16)(個別意見)

- 産学連携の推進については、本法人の中期計画及び年度計画(以下「中期計画等」という。)において、「共同研究」を年間12件以上実施することが数値目標として掲げられており、平成23年度の業務実績報告書では、「共同研究」のみの実績が記載され、評価が行われている。
 しかしながら、本法人の平成24年度業務実績報告書では、「共同研究7件」のほかに、「受託研究2件」及び「研究指導契約3件」の合計12件が共同研究等の実績として記載され、中期計画等に掲げられていない後者二つの指標の実績を含めて評価が行われており、このことについて評価結果においても言及されていない。
 このため、今後の評価に当たっては、中期計画等に数値目標として掲げられている指標の実績を業務実績報告書に的確に記載させた上で、その達成度について厳格に評価を行うべきである。

法人名	独立行政法人労働安全衛生総合研究所(平成18年4月1日設立)<非特定>(理事長:前田 豊)
目的	事業場における災害の予防並びに労働者の健康の保持増進及び職業性疾病の病因、診断、予防その他の職業性疾病に係る事項に関する総合的な調査及び研究を行うことにより、職場における労働者の安全及び健康の確保に資することを目的とする。
主要業務	1 事業場における災害の予防並びに労働者の健康の保持増進及び職業性疾病の病因、診断、予防その他の職業性疾病に係る事項に関する総合的な調査及び研究を行うこと。2 上記1の業務に附帯する業務を行うこと。
委員会名	厚生労働省独立行政法人評価委員会(委員長:山口 修)
分科会名	調査研究部会(部会長:酒井 一博)
ホームページ	法人: http://www.jniosh.go.jp/ 評価結果: http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/dokuritu/dokuritsu-iin/cyosa12.html
中期目標期間	5年間(平成23年4月1日～平成28年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H20 年度	H21 年度	H22 年度	第1期 中期 計画期間	H23 年度	H24 年度	備考
<総合評価>	—	—	—	—	—	—	1. S、A、B、C、Dの5段階評価。(なお、”A:中期目標を上回っている。B:中期目標をおおむね達成している。”)
<項目別評価>							2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
1.業務運営の効率化							3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「ー」を記入している。
(1) 機動的かつ効率的な業務運営体制の確立	A×2 B×1	A×2 B×1	S×1 A×2	A×3	A	A×2	
(2) 効率的な研究施設及び研究設備の利用	A	A	A	A			
(3) 公正で的確な業務の運営					A×2	A	
2.国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上							
(1) 労働現場のニーズの把握	A	A	A	A	A	A	
(2) 労働現場のニーズに沿った調査及び研究の実施	A×2 B×1	A×1 B×1	A×2	A×2	A	A	
(3) 学際的な研究の推進	A	B	A	A			
(4) 研究項目の重点化	A	A	A	A			
(5) 研究評価の実施及び評価結果の公表	A	B	A	A	A	A	
(6) 成果の積極的な普及・活用	S×2 A×3	S×1 A×4	S×2 A×3	S×1 A×4	S×1 A×3 B×1	S×1 A×4	
(7) 労働災害の原因の調査等の実施	A	S	S	S	A	S	
(8) 国内外の労働安全衛生関係機関等との協力の推進	S×1 A×2	A×3	A×3	A×3	A×3	A×3	
(9) 公正で的確な業務の運営	B	A	A	B			
3.財務内容の改善に関する事項							
(1) 運営費交付金以外の収入の確保	A	A	A	A	B	B	
(2) 経費の節減を見込んだ予算による業務運営の実施	A	A	A	A			
(3) 予算、収支計画及び資金計画					A	A	
4.その他主務省令で定める業務運営に関する事項							
(1) 人事に関する計画	B	A	A	A	A	A	
(2) 施設・設備に関する計画	B	B	B	B	B	B	

2. 府省評価委員会による平成24年度評価結果(H25.8.21)(主なもの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)

- 経費削減を図りつつ、効率的な業務運営体制の確立を行い、労働現場や行政のニーズを把握した上で労働安全衛生に関する質の高い研究を実施し、その成果を普及するためインターネット等を経由して情報発信し、また、労働災害の原因の調査等の実施に高い実績を挙げ、多くの社会的貢献を行ったことから、研究所の目的である「職場における労働者の安全及び健康の確保」に資するものであり、高い水準で業務を実施したと評価できる。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
効率的な業務運営体制の確立(業務運営の効率化に伴う経費削減)	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> 調達に関して平成22年4月に策定した随意契約等見直し計画に基づき、公告期間の延伸、仕様内容の見直し及び入札参加要件の緩和等を行い、一般競争入札による調達を徹底することにより透明性・競争性を確保するとともに、経費節減を図ったところである。平成20年度に9件約1億1,600万円であった随意契 	<ul style="list-style-type: none"> 一般管理費・業務経費などの経費及び常勤役職員の人事費の節減は、中期目標を上回る実績を達成しているほか、随意契約の見直しでの競争性の確保等により経費節減を進められており、更なる効率化に努め、実績を挙げていると評価できる。 <p>など</p>

		<p>約は、平成23年度は6件約4,000万円、平成24年度においては4件約3,900万円となった。一方、競争性のある契約は、平成20年度の78件約7億6,100万円から、平成23年度は76件約6億1,700万円、平成24年度においては70件約3億3,200万円となった。</p> <ul style="list-style-type: none"> グループウェアにより、スケジュールや施設管理、各種規程等の情報管理の一元的な運用を行うとともに、TV会議システムの一層の活用等により、移動時間、交通費等の削減を行い、業務の効率化を図った。 <p>など</p>	
成果の積極的な普及・活用（インターネット等による研究成果情報の発信）	2(6)	<ul style="list-style-type: none"> 「親しまれる研究所ホームページ」をコンセプトとして、内容の充実に努め、研究所が刊行する国際学術誌「Industrial Health」や和文学術誌「労働安全衛生研究」、特別研究報告等の掲載論文や、技術資料等の研究成果の全文を公開するとともに、閲覧者の利便性向上の観点から、必要に応じて日本語及び英語による要約を併せて公開した。 和文学術誌「労働安全衛生研究」についても、引き続き、「Industrial Health」と同様、J-STAGE(科学技術情報発信・流通統合システム／(独)科学技術振興機構)で公開した。 東日本大震災の復旧・復興工事の労働災害防止に資するため、研究所ホームページの震災関連情報コーナーを平成24年度も継続した。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 国際学術誌として十分評価できる「Industrial Health」、和文学術誌「労働安全衛生研究」等の掲載論文を研究所ホームページに掲載し、アクセス件数も目標数値の2倍以上に当たる年間136万件以上を達成する等、インターネット等による研究成果情報の発信は中期目標を大幅に上回っており、その実績については高く評価できる。 <p>など</p>
労働災害の原因の調査等の実施	2(7)	<ul style="list-style-type: none"> 労働災害の原因の調査等の実施状況は、社会的関心を集めた大阪府の印刷工場における胆管がん発症に関する災害調査をはじめ、厚生労働省からの依頼に基づき開始した災害調査は8件であった。 災害調査、鑑定等の報告書を送付した労働基準監督署及び都道府県労働局に対するアンケート調査を実施したところ、労働基準監督署等において、災害の再発防止のための指導や送検・公判維持のための資料として活用したとする割合は92%であった。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 厚生労働省からの求めに応じて開始した労働災害の原因の調査等については、社会的関心を集めた印刷工場における胆管がん発症に関し迅速に実施された災害調査において、厚生労働省「印刷事業場で発生した胆管がんの業務上外に関する検討会」に研究所の模擬実験結果に基づいた環境濃度を推定するデータを提供する等、短期間で大きな成果を出しており、さらに、化学工場爆発災害や海底トンネルの崩壊水没災害等の原因調査でも研究所が中心的役割を担っている。このほか、研究所での災害発生現場での現地調査、試料の分析、再現実験、数値解析等による災害発生原因の究明の調査結果は、厚生労働省において、労働安全衛生関係法令の制定や改正、各種技術基準の策定にも活用されている。これらは、中期目標を大幅に上回るものであったと高く評価できる。 災害調査、鑑定等の報告書が、労働基準監督署等において、災害の再発防止のための指導や送検・公判維持のための資料として役立ったとする割合は92%であり、原因調査研究結果の行政的反映度は高く評価できる。 <p>など</p>

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成24年度評価に関する意見(H25.12.16)（個別意見）

- 該当なし

法人名	独立行政法人勤労者退職金共済機構(平成15年10月1日設立)<非特定>(理事長:額賀 信)
目的	中小企業退職金共済法の規定による中小企業の従業員に係る退職金共済制度を運営するとともに、勤労者の計画的な財産形成の促進の業務を行うことを目的とする。
主要業務	1 退職金共済契約及び特定業種退職金共済契約に係る中小企業退職金共済事業を行うこと。2 勤労者財産形成促進法(昭和46年法律第92号)第9条第1項に規定する業務を行うこと。3 上記1及び2に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
委員会名	厚生労働省独立行政法人評価委員会(委員長:山口 修)
分科会名	労働部会(部会長:今村 肇)
ホームページ	法人:http://www.taisyokukin.go.jp/ 評価結果:http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/dokuritu/dokuritsu-iin/roudou12.html
中期目標期間	5年間(平成20年4月1日～平成25年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	第2期 中期目標 期間	備考
<総合評価>	一	一	一	一	一	一	
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化							
(1) 効率的な業務運営体制の確立	A	A	A	S	A	A	1. S、A、B、C、Dの5段階評価。
(2) 中期計画の定期的な進行管理	B	B	B	B	B	B	2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
(3) 内部統制の強化	B	A	A	A	A	A	3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いをしているため、総合評価には「一」を記入している。
(4) 業務運営の効率化に伴う経費節減	A×2	A×2	A×2	A×2	A×2	A×2	
2.国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上							
i) 退職金共済事業							
(1) 確実な退職金支給のための取組	A×1 B×1	A×1 B×1	A×2	B×2	B×2	B×2	
(2) サービスの向上	A×1 B×2	A×1 B×2	A×2 B×1	A×3	A×2 B×1	A×2 B×1	
(3) 加入促進対策の効果的実施	A	A	A	A	B	A	
ii) 財産形成促進事業				A	B	A	
3.財務内容の改善							
i) 退職金共済事業							
(1) 累積欠損金の処理	C	A	B	A	A	B	
(2) 健全な資産運用等	B	B	B	A	A	B	
ii) 財産形成促進事業・雇用促進融資事業				B	A	A	
4.その他業務運営に関する事項	B	B	A	A	A	A	
5.予算、収支計画及び資金計画	A	A	A	A	A	A	
6.短期借入金の限度額							
7.職員の人事に関する計画	B	B	A	A	A	A	

2. 府省評価委員会による平成24年度評価結果(H25.8.26)(主なもの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)

- 全体としては機構の目的である「確実な退職金支給」、「退職金制度への着実な加入」及び「財形持家融資制度の普及」に資するものであり、適正に業務を実施したと評価できるが、以下の点に留意する必要がある。
 - 制度が長期的に安定したものとなり、事業主が安心して加入できるものとなるためには、「確実な退職金支給」の原資となる共済財政の長期的な安定を図っていくことが重要である。中退共事業については、平成24年度に累積欠損金が解消されたところであるが、林退共事業においては、一定の累積欠損金が解消されたものの、引き続き「累積欠損金解消計画」を踏まえ、今後の市場の推移の中で着実に解消を図ることが求められる。
 - 加入促進については、制度の安定的な運営のため、第3期中期計画により平成25年度もさらに効果的な取組を行うことが求められる。平成24年度に加入者が目標に達しなかった中退共事業、建退共事業及び林退共事業については、業界の状況等も勘案しつつ、確実な加入に向けてより一層の努力が求められる。
 - 中退共事業における退職金未請求、建退共事業における共済手帳の長期未更新及び証紙の未貼付については、意欲的な取組がなされたものの、このところ下げ止まりの傾向にある。未請求の発生要因や建設業の労働市場の特殊性に配慮しつつ、更なる取組を行い、改善することが求められる。
 - 財産形成促進制度については、中小企業における融資の利用促進を図るために、中小企業退職金共済制度の利用促進に向けた取組との連携を強化する等さらなる取組の工夫がなされることを期待する。

(2)項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
効率的な業務実施体制の確立	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> 独立行政法人勤労者退職金共済機構の「業務・システム最適化計画」を円滑に実施するとともに、確実な退職金支給のための取組として、一般の中小企業退職金共済事業の退職金未請求対策の強化を図るため「業務・システム最適化計画」の一部改定を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 確実な退職金支給のための取組として、「業務・システム最適化計画」の一部を改訂し、中退共事業の退職金未請求対策の強化を図ったほか、適格退職年金移行担当組織(7名)を廃止し、定員を276名から269名とした等、効率的な業務実施体制の確立に向け、大きな成果をあげている点は高く評価できる。
サービスの向上	2 i) (2)	<ul style="list-style-type: none"> 中退共参与会、特退共参与会、中特合同参与会をそれぞれ開催し、事業運営状況、機構の業務実績に対する独法評価委員会の評価結果、東日本大震災に対する被災地への対応状況、退職金未請求者等に対する取組、次期中期計画案及び平成25事業年度計画案、退職金制度等の実態調査結果等についての報告を行い、参与から意見を聴取した。 	<ul style="list-style-type: none"> 外部の有識者で構成する参与会を開催し、事業運営状況等について報告を行い、参与から意見を聴取したほか、退職金制度の実態調査(中退共事業)において、加入勧奨の際に特に要望が多かった退職金制度及び退職金支給実態を明らかにする設問を設け、調査結果の概要をホームページ等で公表するなどの取組を行う等、情報の収集及び提供を精力的に行っている点は評価できる。
加入促進対策の効果的実施	2 i) (3)	<ul style="list-style-type: none"> 中期計画における加入目標を達成するため、関係官公庁及び関係事業主団体等との連携の下に、個別事業主に対する加入勧奨や各種会議等における加入勧奨等の加入促進対策を費用対効果を踏まえ実施した。また、必要に応じて理事長をはじめとする役職員等が、関係機関等を訪問し、退職金共済制度の周知広報や加入勧奨への協力を依頼した。 	<ul style="list-style-type: none"> 中退共事業は、個別企業訪問等を積極的に実施するなどして効果的な加入促進対策を講じたが、加入目標達成率は96.7%と目標を達成することができなかった。なお、適格退職年金からの移行を除くと、前年度の加入実績を2.8%上回る結果となることから、一定の加入促進への取組の効果が認められる。建退共事業及び林退共事業の目標達成率は98.7%、81.4%と目標に達しなかったものの、清退共事業については、加入促進強化月間の実施、関係業界団体等が開催する会議などへの参加及びパンフレットの配布等を行った結果、目標達成率が110.8%となったことから、清退共事業に係る加入促進への取組は評価できる。
財産形成促進事業	2 ii)	<ul style="list-style-type: none"> 融資業務の運営に当たっては、担当者の融資審査能力の向上を図るため、通信講座を受講した。 貸付金利の設定に関しては、基準金融機関の短期プライムレート及び5年利付国債の入札結果をもとに設定した貸付金利を確定するため、独立行政法人住宅金融支援機構及び厚生労働省との調整を毎月行うことで、適正な貸付金利の設定を行ったことにより勤労者の生活の安定・事業主の雇用管理の改善等に資する融資を行った。また、東日本大震災の被災者に対して、その生活の安定に資するため、返済に係る特例措置及び貸付に係る特例措置を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> 勤労者の生活の安定・事業主の雇用管理の改善等に資する融資を行うため、独立行政法人住宅金融支援機構及び厚生労働省との調整を毎月行うことで、財形持家融資の適正な貸付金利の設定を行う等の取組を着実に実施したと認められる。 貸付決定について平均6日で対応した点、周知広報について、ホームページの積極的な活用、等により、ホームページのアクセス件数、リーフレット配布箇所数などともに、目標を上回った点は評価できる。
財務内容の改善 －財産形成促進事業・雇用促進融資事業	3 ii)	<ul style="list-style-type: none"> 財産形成促進事業は、当期利益として43億円を計上した結果、累積欠損金を解消した。これにより、平成24年10月から貸付金利設定を見直し、融資利用者の利便性の向上及び債務負担の軽減を図った。また、平成25年度から運営費交付金を廃止することとなった。 雇用促進融資事業では、債務者及び抵当物件に係る情報収集及び現状把握等、債権の適切な管理を行い、リスク管理債権については、債権管理業務を受託している金融機関に対し業務指導を実施し、現状の把握等適切な管理に努めるとともに、債権の回収・処理に努めた。 	<ul style="list-style-type: none"> 財産形成促進事業における累積欠損金について、第2期中期目標期間中の解消に向け「財形勘定収支改善等計画」(平成23年10月策定)に基づき取り組んだ結果、利益として43億円を計上し、累積欠損金を解消した。これにより、平成24年10月から貸付金利設定を見直すなど、利用者の利便性の向上等を図った点は評価できる。 雇用促進融資の財政投融資への償還については、元金21億円、利息6億円と約定どおり実施されており、財務内容の改善が着実に進んでいると認められる。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成24年度評価に関する意見(H25.12.16)(個別意見)

- 該当なし

法人名	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構(平成15年10月1日設立)<非特定> (理事長:小林 利治)
目的	高齢者等を雇用する事業主等に対する給付金の支給、高齢者等の雇用に関する技術的事項についての事業主等に対する相談その他の援助、障害者の職業生活における自立を促進するための施設の設置及び運営、障害者の雇用に伴う経済的負担の調整の実施その他高齢者等及び障害者の雇用を支援するための業務並びに求職者その他の労働者の職業能力の開発及び向上を促進するための施設の設置及び運営の業務等を行うことにより、高齢者等及び障害者並びに求職者その他労働者の職業の安定その他福祉の増進を図るとともに、経済及び社会の発展に寄与することを目的とする。
主要業務	1 高齢者等の雇用の機会の增大に資する措置を講ずる事業主又はその事業主の団体に対して給付金を支給すること。 2 高齢者等の雇用に関する技術的事項について、事業主その他の関係者に対して相談その他の援助を行うこと。 3 労働者に対して、その高齢期における職業生活の設計を行うことを容易にするために必要な助言又は指導を行うこと。 4 障害者職業センターの設置及び運営を行うこと。5 障害者職業能力開発校の運営を行うこと。6 障害者雇用納付金関係業務(納付金の徴収、助成金等の支給、障害者の技能に関する競技大会、障害者雇用に関する講習・啓発等)を行うこと。7 職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校及び職業能力開発促進センター(以下「職業能力開発促進センター等」という)並びに職業能力開発総合大学校の設置及び運営並びに職業能力開発促進センター等又は職業能力開発総合大学校の行う職業訓練又は指導員訓練を受ける者のための宿泊施設の設置及び運営を行うこと。8 求職者支援訓練の認定及び訓練の実施に必要な助言・指導を行うこと。9 上記1~8に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
委員会名	厚生労働省独立行政法人評価委員会(委員長:山口 修)
分科会名	労働部会(部会長:今村 肇)
ホームページ	法人: http://www.jeed.or.jp/ 評価結果: http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/dokuritsu/iin/roudou12.html
中期目標期間	5年間(平成20年4月1日~平成25年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	第2期 中期目標 期間	備考
<総合評価>	—	—	—	—	—	—	
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化 (1)効果的・効率的な業務運営体制の確立 (2)業務運営の効率化に伴う経費節減等 (3)事業の費用対効果 (4)障害者雇用納付金を財源に行う実践的手法の開発、講習及び啓発の事業規模の配慮 (5)給付金及び助成金業務の効率化	A	A	S	A	A	A	1.S、A、B、C、Dの5段階評価。 2.なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3.府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いをしているため、総合評価には「-」を記入している。
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上 i) 共通的事項 ii) 高齢者等に係る雇用関係業務に関する事項 (1)高齢者等の雇用の機会の確保等に資する事業主又はその事業主の団体に対する給付金の支給 (2)高齢者等の雇用に関する技術的事項について、事業主その他の関係者に対して相談その他の援助を行うことに関する事項 (3)労働者に対して、その高齢期における職業生活の設計を行うことを容易にするために必要な助言又は指導を行うことに関する事項 (4)65歳までの雇用確保措置の導入・定着ための小規模企業に重点をおいた支援を行うことに関する事項 (5)高齢者雇用支援業務の政策転換を見据えた見直しに関する事項	A	A	A	A	A	A	
(2)高齢者等の雇用に関する技術的事項について、事業主その他の関係者に対して相談その他の援助を行うことに関する事項 (3)労働者に対して、その高齢期における職業生活の設計を行うことを容易にするために必要な助言又は指導を行うことに関する事項 (4)65歳までの雇用確保措置の導入・定着ための小規模企業に重点をおいた支援を行うことに関する事項 (5)高齢者雇用支援業務の政策転換を見据えた見直しに関する事項			A	A	A	A	
(2)高齢者等の雇用に関する技術的事項について、事業主その他の関係者に対して相談その他の援助を行うことに関する事項 (4)65歳までの雇用確保措置の導入・定着ための小規模企業に重点をおいた支援を行うことに関する事項 (5)高齢者雇用支援業務の政策転換を見据えた見直しに関する事項	S	A					
(2)高齢者等の雇用に関する技術的事項について、事業主その他の関係者に対して相談その他の援助を行うことに関する事項	A×2	A×1 B×1	A×2				

ことに関する事項							
(3) 労働者に対して、その高齢期における職業生活の設計を行うことを容易にするために必要な助言又は指導を行うことに関する事項	A	A					
iii) 障害者に係る雇用関係業務に関する事項							
(1) 障害者職業センターの設置運営業務の実施	S×1 A×2	A×3	S×1 A×2	S×1 A×2	S×1 A×2	S×1 A×2	
(2) 障害者職業能力開発校の運営業務の実施	A	A	A	A	A	A	
(3) 納付金関係業務等の実施	A×6	A×6	A×6	S×2 A×2	A×4	A×4	
iv) 職業能力開発業務に関する事項							
(1) 職業能力開発促進センター等及び職業能力開発総合大学校の設置及び運営				S×2 A×3	A×5	A×5	
(2) 求職者支援制度に係る職業訓練の認定業務等				A	B	B	
3.予算、収支計画及び資金計画	A	A	A	A	A	A	
4.短期借入金の限度額							
5.財産の処分等に関する計画							
6.剰余金の使途							
7.その他主務省令で定める業務運営に関する事項	A	A	A	A	B	A	

2. 府省評価委員会による平成24年度評価結果(H25.8.26)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)

- 平成24年度は、本部機能の幕張本部への集約化等の組織体制の見直しを行うとともに、業務運営の効率化、経費節減等に努めたほか、経済情勢への対応策を機動的に実施したこと等により、業務実績は年度計画にある数値目標をすべての項目において上回るなど、着実に実績を上げており、適切に業務を実施したと評価できる。
- 次年度以降については、事業主等とのネットワークの構築、連携強化や法人統合による業務運営におけるシナジーの一層の発揮に向けた取組のほか、次の点に留意して業務を進めることを期待する。
 - 今後は、生涯現役社会の実現に向けた取組がより重要となることから、年齢にかかわらず働き続ける企業の実現に重点を置き、高年齢者の多様なニーズに対応しつつ、その能力を最大限発揮できるよう、効果的な相談・援助の充実を図るとともに、業務の更なる質の向上に向けて取り組む必要がある。
 - 精神障害者、発達障害者等他の就労支援機関では対応が困難な障害者の就労支援ニーズに積極的に応えるため、職業リハビリテーションに関する助言・援助等の更なる充実により、医療・教育・福祉等の関係機関とのネットワーク形成を一層強化するとともに、精神障害者、発達障害者等のより円滑な就職・職場定着に向けて、サービスの一層の質的向上について、検討する必要がある。
 - 企業等のニーズに応えた職業訓練を効果的に実施するとともに、定員充足率が低下傾向にあることを踏まえ、定員充足率の向上に向けて引き続き取り組む必要がある。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
納付金関係業務等の実施に関する事項	2 iii) (3)	<ul style="list-style-type: none"> 事業主説明会を474回開催し、目標(420回以上)を上回った。 平成25年度の申告・申請が円滑・適正に行われるよう、平成25年度に初めて納付金等の申告・申請の事務を行う担当者等を対象とする説明会を加えて、第4四半期に集中的に開催した。 記入説明書については、事業主説明会のアンケート結果等を踏まえ、フローチャートや一般的な記入例のほか個別具体的なケースの記入例の掲載を行い、さらに、平成23年度までの申告・申請において誤りの多かった就業規則等における所定労働時間と実態の労働時間が常態として乖離している場合の取扱い等について詳しい説明を加えるなど、分かりやすさと内容の充実を図った。 平成24年4月から利用が開始された電子申告・申請について、利用方法や利便性、情報セキュリティの信頼性を「Q&A」を加えて分かりやすく記載し、1月上旬にホームページに掲載した。 	<ul style="list-style-type: none"> 納付金関係業務については、企業が引き続き厳しい経営環境にある中で、非常に高い水準の収納率を達成し、特に300人を超える事業主に係る収納率は99.96%となり、昭和60年以降で最も高い収納率となつたことは評価できる。 また、調整金の過大支給等に係る会計検査院からの指摘に対して、迅速に対応したことは評価できる。 今後、平成27年4月からの適用対象の拡大に向け、制度改正の一層の周知・広報活動を進めていくことを期待する。

		<ul style="list-style-type: none"> 平成27年4月から適用対象となる常用雇用労働者数が100人を超える200人以下の中小企業事業主に対する周知・広報について、常用雇用労働者数が80人を超える230人未満の事業主のうち、平成24年度申告・申請を行っていないすべての事業主(約36,000社)に対して、職業安定局長及び機構理事長の連名でのダイレクトメールの送付による周知を行った。 的確な徴収を実施するため、厳正な審査を実施するほか、未納付事業主に対して電話、文書、訪問による納付勧奨・督促を積極的に実施した結果、300人を超える事業主に係る収納率、200人を超える300人以下の事業主に係る収納率のいずれも、中期計画の目標値である99%を超えた。特に300人を超える事業主に係る収納率は99.96%となり、昭和60年以降で最も高い収納率となった。 過年度分の未収分については、継続的に収納に努めた結果、平成24年度末において、平成21年度以前の未収分は全て収納済みであり、また、平成22年度以降の未収分について僅少なものとなつた。など 	
求職者支援制度に係る職業訓練の認定業務等	2 iv) (2)	<ul style="list-style-type: none"> 厚生労働省が定めた認定基準に基づき、特定求職者を早期に安定した雇用に結びつけるよう、職業能力の開発及び向上を図るために効果的な訓練内容となっているか等を踏まえ、認定申請書の審査等の認定業務を行い、平成24年度開講分として、審査件数15,360コース、定員324,185人の審査を実施し、うち10,233コース、定員213,034人の訓練コースを認定した。 さらに、認定基準に適合し、特定求職者の就職に資するような訓練カリキュラム作成等の参考となる「カリキュラム作成ナビ」を作成し、ホームページ上で公開するとともに、相談の機会を通じて訓練実施機関に提示するなどし、訓練カリキュラムの円滑な作成を支援した。 求職者支援訓練の質を確保するため、全ての訓練実施施設に対し、定期的(コース毎に概ね月1回)に訓練及び就職支援の実施状況等を確認した結果、実施状況確認件数は、31,557件となつた。 また、実施状況の確認時に、受講者に対するアンケートを実施し、アンケート結果を踏まえ、訓練実施施設に対する指導・助言を実施した。 など 	<ul style="list-style-type: none"> 平成23年10月から開始された求職者支援制度については、厚生労働省が定めた認定基準に基づき、職業能力の開発及び向上を図るために効果的な訓練内容となっているか等を踏まえ、認定申請書の受理・審査等の認定業務(審査件数は15,360コース、定員324,185人分、認定件数は10,233コース、定員213,034人分)を実施した。また、求職者支援訓練の質を確保するため、定期的に訓練及び就職支援の実施状況等を調査し、訓練実施機関に対する実施状況確認を31,557件(対象コース数7,781コース)実施する等重要な取組を着実に遂行していると認められる。 なお、一部マスコミにおいて、求職者支援訓練に係る不正受給の疑いある旨の報道があったところであるが、雇用構造が大きく変化する中、求職者支援制度の重要性は益々高まっており、求職者支援訓練の効果的な実施と質の確保を図るため、さらなる役割を果たしていく必要がある。このため、関係機関との緊密な連携の下、当該事案の全容解明を図るとともに、その結果を踏まえ、厚生労働省と連携し、厳正な実施状況確認の在り方を含めた再発防止策に速やかに取り組む必要がある。併せて、サードセクターを含めた民間訓練実施機関との連携・協同による制度の効果的な運用を期待する。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成24年度評価に関する意見(H25.12.16)(個別意見)

- ・ 該当なし

法人名	独立行政法人福祉医療機構(平成15年10月1日設立)<非特定> (理事長:長野 洋)
目的	社会福祉事業施設及び病院、診療所等の設置等に必要な資金の融通並びにこれらの施設に関する経営指導、社会福祉事業に関する必要な助成、社会福祉施設職員等退職手当共済制度の運営、心身障害者扶養保険事業等を行い、もって福祉の増進並びに医療の普及及び向上を図ること。また、厚生年金保険制度、国民年金制度及び労働者災害補償保険制度に基づき支給される年金たる給付の受給権を担保として小口の資金の貸付けを行うことを目的とする。
主要業務	1 社会福祉事業施設及び医療関係施設等の設置等に必要な資金を融通する貸付事業。2 社会福祉事業施設の設置者等及び病院等の開設者に対する経営の診断又は指導事業。3 社会福祉振興事業者に対する助成事業。4 社会福祉事業に関する調査研究、知識の普及及び研修事業。5 社会福祉施設職員等退職手当共済法の規定による退職手当共済事業。6 都道府県等が心身障害者扶養共済制度の加入者に対して負う共済責任を保険する心身障害者扶養保険事業。7 福祉・保健・医療に関する情報提供等を行う福祉保健医療情報サービス事業。8 厚生年金保険法又は国民年金法に基づく年金受給者に対する、その受給権を担保とした小口の資金の貸付事業。9 労働者災害補償保険法に基づく年金受給者に対する、その受給権を担保とした小口の資金の貸付事業。10 その他前記に附帯する事業。11 承継年金住宅融資等債権管理回収業務。12 承継教育資金貸付けあっせん業務。
委員会名	厚生労働省独立行政法人評価委員会(委員長:山口 修)
分科会名	医療・福祉部会(部会長:真野 俊樹)
ホームページ	法人:http://hp.wam.go.jp/ 評価結果:http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/dokuritu/dokuritsu-iin/iryo12.html
中期目標期間	5年間(平成20年4月1日～平成25年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	第2期 中期目標 期間	備考
<総合評価>	—	—	—	—	—	—	1. S、A、B、C、Dの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「—」を記入している。
<項目別評価>							
1. 法人全体の業務運営の改善	/	/	/	/	/	/	
(1) 効率的かつ効果的な業務運営体制の整備	A	A	S	S	S	S	
(2) 業務管理(リスク管理)の充実	A	A	S	A	A	A	
2. 業務運営の効率化	/	/	/	/	/	/	
(1) 業務・システムの効率化と情報化の推進	A	A	A	A	A	A	
(2) 経費の節減	A	A	A	A	S	A	
3. 業務の質の向上に関する事項	/	/	/	/	/	/	
(1) 福祉医療貸付事業	A×2 B×1	S×1 A×1 B×1	S×2 B×1	S×2 B×1	S×2 A×1	A×2 B×1	
(2) 福祉医療経営指導事業	A	A	A	A	A	A	
(3) 長寿・子育て・障害者基金事業	A×2	A×2					
(3) 社会福祉振興助成事業	/	/	A	A	A	A	
(4) 退職手当共済事業	S	S	S	S	S	S	
(5) 心身障害者扶養保険事業	B	B	B	B	A	B	
(6) 福祉保健医療情報サービス事業 (WAN NET事業)	B	A	A	A	A	A	
(7) 年金担保貸付事業及び労災年金担保 貸付事業	A	A	A	A	A	A	
(8) 承継年金住宅融資等債権管理回収業 務及び承継教育資金貸付けあっせん 業務	A	A	A	A	A	A	
4. 予算、収支計画及び資金計画	A	A	A	A	A	A	
5. 短期借入金の限度額							
6. 不要財産又は不要財産となることが見込ま れる財産がある場合には、当該財産の処 分に関する計画							
7. 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようと するときは、その計画							
8. 剰余金の使途							
9. その他主務省令で定める業務運営に関す る事項	/	/	/	/	/	/	
(1) 職員の人事に関する計画	A	A	A	A	A	A	
(2) 施設及び設備に関する計画							
(3) 積立金の処分に関する事項							

2. 府省評価委員会による平成24年度評価結果(H25.8.13)(主なもの)の要約

(1) 総合評価

(総合評価の内容)

- 平成24年度の業務実績については、全体としては適正に業務を実施したと評価できる。今後も、多岐にわたる業務内容について積極的な周知に努めるとともに、これまでの成果を踏まえつつ、国の政策と利用者ニーズに的確に対応した業務展開を期待する。

(2)項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
効率的かつ効果的な業務運営体制の整備	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> 組織のスリム化及びガバナンスの更なる高度化を推進するための組織体制の整備を図るため、組織改正を行った。 ガバナンスの更なる高度化に向け、各部横断的に対応することを目的として、関係各部からなる金融庁検査準備室を設置し、リスク管理態勢のより一層の強化・充実を図るために、各部におけるリスクを洗い出し、各部のリスクについて分析したほか、金融庁検査準備室と業務管理課、企画室等が連携し、リスク管理態勢等の方針について検討を行い、新たに方針案を作成した。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 福祉医療機構の経営理念である民間活動応援宣言の具体化に向けて、理事長の指揮のもとで、福祉医療機構に期待される社会的使命を効率的かつ効果的に果たすための業務運営体制の整備を推進している。 ガバナンスの更なる高度化を図るため、総務企画部内に業務管理課を新設し、効率的かつ効果的な業務運営体制の整備を推進しているほか、各部横断的に対応することを目的として、関係各部からなる金融庁検査準備室を設置し、リスク管理態勢のより一層の強化・充実を図っている。 <p>など</p>
福祉医療貸付事業(債権管理)	3(1)	<ul style="list-style-type: none"> 政策融資としての機能を点検し、政策優先度に応じて、貸付対象等の見直しを行った。 事業報告書等を収集のうえ、データ分析を行うなど、貸付先の経営状況の的確な把握を行うとともに、大口貸付先については、その償還の確実性及び今後の経営方針等を把握するため、債権管理部門、経営支援部門及び貸付部門が連携しつつ、機構の理事長が貸付先の経営層に対し、事業実施状況や中期的な経営方針及び今後の事業計画等についてヒアリングを実施した。 貸出条件緩和に当たっては、地域における社会福祉施設及び医療施設等の維持、存続を支援するという観点から、改善計画書を基に、その事業の公共性及び必要性、経営状態等を十分に勘案し、個々の貸付先にとって適切な償還計画を作成のうえ実施するなど、「中小企業金融円滑化法」の趣旨を踏まえつつ、適正に対応した。 	<ul style="list-style-type: none"> 貸付先の経営情報を事業報告書等により継続的に収集、分析し、経営状況の的確な把握に努めるとともに、リスク管理債権の未然防止策として、経営悪化が懸念される貸付先を直接訪問し、適切な経営改善支援策を講じた。また、リスク管理債権に係る情報は、役職員で情報を共有化するとともに、新たにリスク管理債権となった案件等の状況を毎月定期的に貸付関係部署へフィードバックした。 以上のことから、平成24年度末におけるリスク管理債権比率(東日本大震災にかかる返済猶予貸付分を除く。)は2.25%となり、中期目標期間における目標1.56%は達成できなかつたが、第2期中期目標期間中最も低い比率となつた。
退職手当共済事業	3(5)	<ul style="list-style-type: none"> 共済契約者との意見交換は、直接訪問方式からアンケート方式に見直すことにより多くの顧客ニーズを把握することができた(平成23年度直接訪問数:21件、平成24年度アンケート回答数:3,004件)ほか、アンケート結果に基づき、共済契約者の事務処理の円滑化に資するため、分散している資料の集約化や内容の見直しを行つた。 電子届出システムを利用している共済契約者の意見を踏まえ、利用者の操作性向上のため、入力必要事項のみ画面表示されるなどの電子届出システムの改善を行つた。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 利用者サービスの向上を図る観点から、退職手当金支給に係る平均処理期間の短縮を図るため、従来の取組みに加え、業務処理における週間処理目標件数の設定及び人的資源の集中化などに取り組んだ結果、退職手当金の請求(930億円)が当初計画(789億円)より大幅に増加したにもかかわらず、平均処理期間が36.9日となり、中期計画の目標値75日を大幅に上回る実績をあげた。 電子届出化を進めたことにより、利用者の手続き面での事務負担を軽減するとともに、届出書類の不備も大幅に減少しており、福祉医療機構の事務の効率化も実現した。
心身障害者扶養保険事業	3(6)	<ul style="list-style-type: none"> 毎月の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況を把握し、資産構成割合があらかじめ設定した乖離許容幅内に収まるよう管理した。 運用受託機関の管理は、運用コンサルティング会社を活用するとともに、選定時の投資方針等の維持、法令遵守の確保のため、運用受託機関に提示した運用方法等に係るガイドラインの遵守が確保されているか確認した。 リスク管理は、運用コンサルティング会社を活用し、各資産におけるリスク及びトランクリングエラーの値の変化要因を分析し把握することで、問題発生の有無や対応措置の必要があるかについて判断するとともに、毎月、各資産のリスク状況を把握し、大きな変化が生じていないか確認した。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 当該事業の安定的な運営を図り、将来にわたり障害者に対する年金給付を確実に行うため、外部有識者からなる心身障害者扶養保険事業財務状況検討会を開催した。 心身障害者扶養保険資金の運用は、長期的な観点から安全かつ効率的に行うため、心身障害者扶養保険資産運用委員会の議を経たうえで策定した基本ポートフォリオに基づき運用している。運用実績については、年7.85%の運用利回りとなり概ね資産ごとのベンチマーク收益率を確保するとともに、厚生労働大臣が指示する運用利回り(年2.80%)を確保することができた。この結果、平成24年度末における繰越欠損金は、約99億円となり、前年度に比べ約33億円減少した。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成24年度評価に関する意見(H25.12.16)(個別意見)

- 該当なし

法人名	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園(平成15年10月1日設立)<非特定> (理事長:遠藤 浩)
目的	重度の知的障害者に対する自立のための先導的かつ総合的な支援の提供、知的障害者の支援に関する調査及び研究等を行うことにより、知的障害者の福祉の向上を図ること。
主要業務	1 重度の知的障害者に対する自立のための先導的かつ総合的な支援を提供するための施設を設置し、及び運営すること。2 知的障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するための効果的な支援の方法に関する調査、研究及び情報の提供を行うこと。3 障害者支援施設において知的障害者の支援の業務に従事する者の養成及び研修を行うこと。4 知的障害者の支援に関し、障害者支援施設の求めに応じて援助及び助言を行うこと。5 上記1から4に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
委員会名	厚生労働省独立行政法人評価委員会(委員長:山口 修)
分科会名	医療・福祉部会(部会長:真野 俊樹)
ホームページ	法人: http://www.nozomi.go.jp/ 評価結果: http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/dokuritu/dokuritsu-iin/iryo11.html
中期目標期間	5年間(平成20年4月1日～平成25年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	第2期 中期目標 期間	備考
<総合評価>	—	—	—	—	—	—	1. S、A、B、C、Dの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「—」を記入している。
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化							
(1) 効率的な業務運営体制の確立	A×1 B×2	A×3	A×2 B×1	A×3	S×1 A×2	A×2 B×1	
(2) 効率的かつ効果的な施設・設備の利用	B	A	A	A	A	A	
(3) 合理化の推進	B	A	A	A	A	A	
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1) 自立支援のための取組み	S×3 A×1	S×1 A×3	S×4	A×4	A×4	A×4	
(2) 調査・研究	A×1 B×1	A×2	A×2	A×2	S×1 A×1	A×2	
(3) 養成・研修	A	A	A	A	S	A	
(4) 援助・助言	B	A	A	A	A	A	
(5) その他の業務	B	A	A	A	A	A	
(6) サービス提供に対する第三者評価の実施及び評価結果の公表	B	B	B	B	A	B	
(7) 業務の電子化							
3.財務内容の改善							
(1) 自己収入比率							
(2) 経費節減を見込んだ予算	B	A	A	A	A	A	
4.その他業務運営							
(1) 人員の適正配置							
(2) 人事評価システム	A	A	A	A	A	A	
(3) 施設整備、改修	B	—	B	A	A	B	

2. 府省評価委員会による平成24年度評価結果(H25.8.13)(主なもの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)

- 平成24年度においては、18名の施設利用者の地域移行を達成させ、この結果、第1期から通算して150名が地域移行し、地域移行のみで独立行政法人移行時(平成15年10月)と比較して3割縮減するという目標を達成するとともに、新たに地域移行に同意した保護者・家族も25家族となり、第2期中期目標の達成に向けて、様々なプロセスの実践をしっかりと実績に結びつけた点についても、評価する。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
自立支援のための取組み(施設利用者の地域移行のスピードアップ)	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> 平成24年度においては、18人が地域移行のために退所し、24年度の目標値を達成した。(年々、施設利用者の高齢化、機能低下が進み、地域移行が難しくなっている中で、第1期から通算150名が地域移行しており、この結果のみで独立行政法人移行時(平成15年10月)と比較して3割縮減するという目標を達成した。) 平成24年度においては、25人の保護者から新たに地域移行の同意を得ることができ、目標値を達成した。 	<ul style="list-style-type: none"> 年々、施設利用者の高齢化・機能低下及び疾病を併発する施設利用者が増え、地域移行が難しくなっている中、平成24年度においては、年度目標(15名～20名)である18名の施設利用者の地域移行を達成させ、この結果、第1期から通算して150名が地域移行し、地域移行のみで独立行政法人移行時(平成15年10月)と比較して3割縮減するという目標を達成したことを評価する。 新たに、地域移行の同意を得た保護者が25名となり、年度目標(25名程度)を達成したこと

		など	とを評価する。 など
調査・研究(調査・研究のテーマ、実施体制等)	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> 中期計画に掲げられている調査・研究のテーマ等の設定方針に従い、本年度は、厚生労働科学。研究費補助金として「地域及び施設で生活する高齢知的・発達障害者の実態把握及びニーズ把握と支援マニュアル作成」、社会福祉推進事業として「福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した者の地域生活支援に関する調査研究」、障害者総合福祉推進事業として「地域における短期入所(ショートステイ)の利用体制の構築に関する調査」を実施した。その他、著しい行動障害のある人の在宅生活を支える仕組みに関する研究、知的障害者の認知症ケアに関する研究など、合計13テーマの研究を実施した。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 研究内容として、市区町村を対象とした高齢知的障害者の実態調査、障害者支援施設を対象とした高齢知的障害者の支援の実態に関する調査、短期入所事業の実態調査といった、これまで障害福祉領域で実態調査が行われて来なかった研究テーマについて、大規模な悉皆調査を3本実施した。また、福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した者の地域生活支援に関する調査・研究、知的障害児・者が在宅生活を快適に過ごすために必要なサービスについての研究など、国の障害福祉施策の推進に資する調査・研究を、全国の大学関係者や障害関係施設等の職員と協働で行った。さらに、法人の独自研究として、高齢知的障害者の健康管理と医療と介護、精神科病院に入院している知的障害者の実態と医療と福祉の連携、知的障害者の認知症ケアに関する研究など、のぞみの園における自立支援のフィールドを生かした実践的な研究に積極的に取り組んでいることが認められ、調査・研究の成果の質が着実に上がっていることを高く評価する。 <p>など</p>
援助・助言	2(4)	<ul style="list-style-type: none"> 国立のぞみの園の業務や、援助・助言の内容、利用方法については、ホームページに掲載したほか、ニュースレターにて「国立のぞみの園における援助・助言について」(34号)の記事を掲載し、当法人の援助・助言に関する役割等を広く紹介し、援助・助言への活用を促した。また、平成22年度に作成したPR用リーフレットをニュースレターに同封したほか、見学者や当法人の研修会及び他の法人の研修会等においても配布を行った。これらの広報に努めた結果、障害者支援施設からの業務運営や、支援方法等に係わる問い合わせや職員の講師派遣要請等があり、対応した。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 援助・助言の利用拡大を図るため、援助・助言の内容、利用方法について、ニュースレター(年4回、各3,600部発行)に掲載(年2回)するとともに、援助・助言のPR用リーフレットをニュースレターに同封して、全国の関係機関、知的障害関係施設等に配布し、また福祉セミナーの参加者等に配布するなど、広報に努めた。その結果、障害者支援施設などへの援助・助言の実施件数は、平成24年度は227件の実績となり、前年度比27件増加したこと、また、227件のうち、講師派遣による援助・助言の提供については56件の実績であり、前年(31件)に比べて大幅に増加したことを評価する。 なお、このほか、自治体から受託している相談支援事業について、年間延べ件数が5千5百件を超え、地域の障害者や発達障害児を抱えている保護者等からの様々な相談に応じているとともに、平成24年度からは高崎市の障害者虐待防止センター業務を受託するなど、地域貢献に積極的に取り組む姿勢を評価する。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成24年度評価に関する意見(H25.12.16)(個別意見)

- 養成・研修事業については、矯正施設等を退所した知的障害者への支援に関して福祉施設等における職員に対する研修会等の開催回数が4回と例年以上の実績があつたこと、行動援護に関する研修に関して新たに行動障害のある障害児を支える教育と福祉サービスの連携をテーマとした研修会を開催したこと等を総合的に勘案し、S評定(中期計画を大幅に上回っている)としている。
しかしながら、業務実績報告書において評価の視点等として掲げられている他の取組実績については、過年度と比較して高い状況にあるとはいはず、かつ、このことについて評価結果においても言及されていない。
このため、今後の評価に当たっては、評価の視点等に掲げる他の取組に係る過年度の実績にも着目し、厳格に評価を行うべきである。

法人名	独立行政法人労働政策研究・研修機構(平成15年10月1日設立)<非特定>(理事長:山口 浩一郎)
目的	内外の労働に関する事情及び労働政策についての総合的な調査及び研究等並びにその成果の普及を行うとともに、その成果を活用して厚生労働省の労働に関する事務を担当する職員その他の関係者に対する研修を行うことにより、我が国の労働政策の立案及びその効果的かつ効率的な推進に寄与し、もって労働者の福祉の増進と経済の発展に資することを目的とする。
主要業務	1 内外の労働に関する事情及び労働政策についての総合的な調査及び研究を行うこと。2 内外の労働に関する事情及び労働政策についての情報及び資料を収集し、及び整理すること。3 上記調査及び研究業務の促進のため、労働に関する問題についての研究者及び有識者を海外から招へいし、及び海外に派遣すること。4 上記1から3に掲げる業務に係る成果の普及及び政策の提言を行うこと。5 厚生労働省の労働に関する事務を担当する職員その他の関係者に対する研修を行うこと。6 上記1から5に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
委員会名	厚生労働省独立行政法人評価委員会(委員長:山口 修)
分科会名	労働部会(部会長:今村 肇)
ホームページ	法人: http://www.jil.go.jp/ 評価結果: http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/dokuritu/dokuritsu-iin/roudou11.html
中期目標期間	5年間(平成24年4月1日～平成29年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	第2期 中期目標 期間	H24 年度	備考
<総合評価>	—	—	—	—	—	—	1. S、A、B、C、Dの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「—」を記入している。
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化	A	A	A	A	A	A	
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	A	A	B	A	A	—	
(1) 労働政策研究	A×4 B×1	A×5 A×4	S×1 A×4	S×1 A×4	A×4 B×1	A×2	
(2) 労働事情・労働政策に関する情報の収集・整理	A×2 B×1	A×1 B×1	A×2 A×2	A×2 A×2	A×2 A×2	A×2	
(3) 研究者・有識者の海外からの招へい・海外派遣	B	B	B	B	B	—	
(4) 労働政策研究等の成果の普及・政策提言	A×2	A×2	A×2	S×2 A×2	A×2	A×2	
(5) 労働関係事務担当職員その他の関係者に対する研修	A	A	A	A	A	A	
(6) その他の事業	A	B	A	A	A	A×1 B×1	
3.予算、収支計画及び資金計画							
4.短期借入金の限度額	B	A	A	A	A	A	
5.剰余金の使途							
6.その他業務運営に関する重要事項							
7.人事に関する計画	A	A	A	A	A	A	
8.施設・設備に関する計画	B	B	B	B	B	B	

2. 府省評価委員会による平成24年度評価結果(H25.8.14)(主なもの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)

- 機構においては、個別項目に関する評価結果に見られるように、中期目標・中期計画に沿った取組が行われ、中期計画に掲げられた目標値の達成、利用者からの高い有益度及び満足度が確保されていることから、適正な業務運営が行われていると評価できる。
今後も、機構に課せられた使命を高いレベルで効率的に達成していくため、それぞれの業務のバランスを考慮しながら重点化を進め、業務間の連携を密にして業務運営を行っていくことが望ましい。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
労働政策研究	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> 第3期中期計画に基づき、中長期的な労働政策の課題に対応する6つのプロジェクト研究に係る18のサブテーマと、厚生労働省からの要請に基づいた7つのテーマに係る課題研究を実施した。また、厚生労働省の緊急の政策ニーズを踏まえた7テーマの緊急調査を実施した。 プロジェクト研究の個別テーマについては、労使関係者や労働分野に係る有識者からの労働政策上の課題認識を多角的に把握し、かつ、厚生労働省との間のハイレベルでの課題認識の共有を経て設定し、的確な人材配置の下に、政労使三者による労働政策形 	<ul style="list-style-type: none"> 研究については、中長期的な労働政策の課題に対応する体系的・継続的な調査研究と、厚生労働省の要請や緊急の政策ニーズを踏まえた短期間で取りまとめを行う研究とを幅広く実施している。 研究テーマの策定については、厚労省との密接な連携の下、機構の問題意識や労使のニーズを踏まえて決定する体制を構築している。 研究の実施に当たっては、各個別研究テーマの性質に応じ、テーマによっては研究部門等を超えた研究グループ編成も行い、調査員と研究員が柔軟に連携・調整を図り、研

		<p>成への貢献度の高い調査研究とすべく実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> また、課題研究については、厚生労働省から要請された調査研究課題について、同省とのハイレベルでの要請趣旨の明確化と共有を経て、的確な人材配置の下に、スピード感をもって実施した。 	<p>究を推進できている。</p> <ul style="list-style-type: none"> また、厚生労働省との連携について、厚生労働省の政策統括官をはじめとする幹部と理事長をはじめとする機構役員等との意見交換の場である「ハイレベル会合」の実施、政策統括官と理事長との定期協議の場の設置、政策研究会・同省政策担当者との勉強会の開催等に加え、研究担当者の登録制を導入するなど、同省との連携を一層強化し、行政のニーズを研究テーマ等に的確に反映するよう取り組んだことは評価できる。 など
労働政策研究等の成果の普及・政策提言	2(4)	<ul style="list-style-type: none"> 多様な媒体での成果の普及に努めるとともに、厚生労働省記者クラブにおける研究成果の記者発表等を行うことで、マスメディア等への積極的な情報発信に努めた。 記者発表した調査結果等については、新聞に取り上げられるとともに、労働関係の専門誌等でも紹介された。マスメディア等からの取材についても積極的に対応することで、新聞、テレビ、雑誌等の各種媒体において機関の調査研究等の成果が広く発信されるように努めている。 前年度に引き続き、ホームページのJIS対応状況に関する調査を実施した。調査の結果明らかになった問題点をふまえ、ウェブアクセシビリティに配慮のあるホームページ実現に向けて「文字色・背景色」「表組・ウィンドウ表示」の設定変更等を行った。そのうえで、ウェブアクセシビリティ方針を策定し、ホームページに掲載した。同方針は公共機関サイト支援プロジェクトA.A.Oのホームページにおいて、独立行政法人の事例として紹介されている。 労働政策研究等の成果については、発表と同時にホームページに掲載するとともに、メールマガジンにおいてもホームページ上のリンク先を掲載している。各成果物には学界、研究機関等の方々から幅広い意見・感想を寄せていただくことを目的に、アンケートフォームの改善を行い、記載しやすいように工夫した。 	<ul style="list-style-type: none"> ニュースレター・メールマガジン・研究専門雑誌をそれぞれ中期計画どおり発行し、ニュースレター・メールマガジンの読者を対象としたアンケートにおいて、「有益であったと答えた者の割合」はいずれも「90%以上」となり、中期計画(各80%以上)を上回った。メールマガジンの読者数についても「31, 187人」と前年度実績より1, 146人上回り、年度計画の目標値(30, 500人以上)を上回る実績を上げており評価できる。 加えて、マスメディア等への積極的なPRやわかりやすい公表資料の作成に努めたことで、ホームページのページビュー数が「3, 782万件」と前年度(2, 866万件)を大幅に上回るなど、国民各層のニーズに合致するよう効果的にホームページで公表出来ていることは評価できる。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成24年度評価に関する意見(H25.12.16) (個別意見)

- 該当なし

法人名	独立行政法人労働者健康福祉機構(平成16年4月1日設立)<非特定> (理事長:武谷 雄二)						
目的	療養施設、健康診断施設及び労働者の健康に関する業務を行う者に対して研修、情報の提供、相談その他の援助を行うための施設の設置及び運営等を行うことにより労働者の業務上の負傷又は疾病に関する療養の向上及び労働者の健康の保持増進に関する措置の適切かつ有効な実施を図るとともに、未払賃金の立替払事業等を行い、もって労働者の福祉の増進に寄与することを目的とする。						
主要業務	1.療養施設の設置及び運営を行うこと。2.労働者の健康に関する業務を行う者に対して研修、情報の提供、相談その他の援助を行うための施設の設置及び運営を行うこと。3.賃金の支払の確保等に関する法律第3章に規定する事業を実施すること。4.リハビリテーション施設の設置及び運営を行うこと。5.被災労働者に係る納骨堂の設置及び運営を行うこと。6.その他1.~5.に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。						
委員会名	厚生労働省独立行政法人評価委員会(委員長:山口 修)						
分科会名	労働部会(部会長:今村 肇)						
ホームページ	法人:http://www.rofuku.go.jp/ 評価結果:http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/dokuritu/dokuritsu-iin/roudou12.html						
中期目標期間	5年間(平成21年4月1日~平成26年3月31日)						
1.府省評価委員会による評価結果							
評価項目	H20 年度	第1期 中期目標 期間	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	備考
<総合評価>	—	—	—	—	—	—	1. S、A、B、C、Dの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「ー」を記入している。
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化							
(1) 機構の組織・運営体制の見直し	A	A					
(2) 一般管理費、事業費等の効率化							
(3) 労災病院の再編による効率化	-	A					
(4) 休養施設及び労災保険会館の運営業務の廃止							
(1) 機構の組織・運営体制の見直し							
(2) 一般管理費、事業費等の効率化							
(3) 労災病院の在り方の総合的検討			A	A	A		
(4) 保有資産の見直し						A	
(5) 業務内容の改善							
2.国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上							
(1) 業績評価の実施、事業実績の公表等	A	A	A	A	A	A	
(2) 療養施設の運営業務	S×1 A×4 B×1	A×6					
(3) 健康診断施設の運営業務	A	A					
(4) 産業保険関係者に対して研修又は相談、情報の提供、その他の援助を行うための施設の運営業務		A×2	A×2				
(5) 小規模事業場産業保健活動支援促進助成金及び自発的健康診断受診支援助成金の支給業務	B	B					
(6) 未払賃金の立替払業務の着実な実施	B	A	A	A	S	A	
(7) リハビリテーション施設の運営業務	A	A					
(8) 納骨堂の運営業務	B	B	B	A	A	B	
(9) 労災疾病等に係る研究開発の推進等			S	S	S	S	
(10) 勤労者医療の中核的役割の推進			A×4	S×1 A×3	S×2 A×2	S×2 A×2	
(11) 重度被災労働者の職業・社会復帰の促進			B×2	A×2	A×2	A×2	
(12) 産業保健活動の積極的な支援と充実したサービスの提供促進			A×1 B×1	S×1 B×1	S×1 B×1	A×1 B×1	
3.予算、収支計画及び資金計画	B	B	B	A	A	A	
4.短期借入金の限度額							
5.重要な財産の譲渡等	B	B	B	B	B	A	
6.剩余金の使途							
7.その他業務運営に関する事項							
(1) 人事に関する計画	B	B	B	A	A	A	
(2) 施設・設備に関する計画							
8.その他業務運営に関する重要事項							
(1) 労災リハビリテーション作業所の順次廃止							
(2) 産業保健推進センターの管理部門の集約化							

2. 府省評価委員会による平成24年度評価結果(H25.8.26)(主なもの要約)
(1)総合評価

(総合評価の内容)

- 労災病院事業において、急性期に対応した高度・専門的医療の提供、地域医療支援の一層の推進、労災疾病研究では、アスベスト関連疾患・粉じん等による呼吸器疾患分野において、国内の労災指定医療機関等に対する成果の普及に加え、国外への普及の取組等が認められ、また、産業保健推進センター事業では、産業医等に対する専門的な研修・相談等の積極的な取組を行ったほか、未払賃金立替払事業では、支払処理日数及び累積回収率について23年度に引き続き過去最高の実績を達成しており、さらに、23年度に引き続き東日本大震災への対応の取組を進めたほか、大阪の印刷事業場に係る労災請求に端を発した「胆管がん問題」に対しては、全国の産業保健推進センター等に相談窓口を設置するとともに、当該窓口で相談を受けた労働者のうち、職業性胆管がんが疑われる労働者に対しては、29の労災病院で相談・診療が可能な体制を整えるなど、多様な事業を担いつつ、その取組には積極的な姿勢が認められる。
- 今後においては、労災疾病等に関する診断・治療法等の臨床への積極的な普及活動や実用化に向けた取組を進めるとともに、産業保健推進センターにおける研修業務を通じた産業保健活動の現場への還元の一層の取組、メンタルヘルス不調者の職場復帰の支援など社会的なニーズに的確に対応した活動など、医師等の職場環境にも配慮しつつ、更に積極的な取組が進められることを期待する。
- また、業務運営の効率化、収支改善等に向けた取組については、理事長を含む役員と病院長らによる本部・病院間協議の実施等、理事長がリーダーシップを發揮しやすい体制を構築し、医療材料・医療機器の共同購入、給与カーブのフラット化、後発医薬品の採用拡大等による事業費等の削減を行う一方、医師の確保、患者数の確保、新たな施設基準の取得による診療単価のアップ等により収入を確保するなどして、組織が一丸となって効率化に取り組み、着実に成果を挙げており、今後も、着実な取組の継続を期待する。
- これらの取組については、機構の設立目的に沿って適正に業務運営を行ったものであり、これらの事業実績は、平成24年度計画を着実に達成したものとして評価できる。今後においても更なる積極的な取組を期待するとともに、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)を踏まえた適正な業務運営をお願いする。

(2)項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
高度・専門的医療の提供	2(10)	<ul style="list-style-type: none"> 看護師を確保して7対1入院基本料を算定する病院を19施設から23施設に拡大し、急性期化に対応した診療体制の構築を図り急性期医療を実践した。その結果、平均在院日数の短縮が図られた。 救急患者に対し常に医療を提供できる体制の整備に努め、労働災害等への対応を含めた救急体制の強化を行った結果、75,954人の救急搬送患者を受け入れた(対前年度2,993増)。 高度・専門的な医療に対応するべく毎年計画的に高度医療機器を整備しており、本年度も73.7億円の自己資金を投入して、機器等を整備した。 分かりやすい医療の提供、医療の標準化を通じたチーム医療の推進を図るために、クリニカルパスの作成やその適用を推進するとともに、多職種間の情報共有を更に深め、より分かりやすい内容とするべくクリニカルパスの見直しを行った(作成件数4,422件、対前年度比0.7%増、適用率87.8%、見直件数578件)。 今年度より本部で一括管理しているDPCデータを活用し、22項目からなる「労災病院DPCベンチマーク」を四半期ごとに作成、配布することによりチーム医療の推進を促し、医療の質の向上を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> 労災病院では、地域がん診療連携拠点病院、災害拠点病院、地域医療支援病院等の認定を受ける病院の増加等に取り組んでおり、地域における中核的医療機関としての体制強化を着々と進めていることは評価できる。 また、急性期医療への対応として、7対1看護体制導入施設の更なる拡大(19施設→23施設)や前年度を上回る救急搬送患者数の増加(72,961人→75,954人)など、医療の高度・専門化に向け努力していることは評価できる。 加えて、学会等への積極的な参加や専門センター化の推進、チーム医療の推進や自己資金による高度医療機器の計画的整備により、高度・専門的な医療への対応に積極的に取り組んでいることは評価できる。 さらに、優秀な医師、看護師等の確保・育成のため、合同説明会での募集活動やホームページでの公募、働きやすい職場環境の整備等に取り組んでおり、特に看護師については、資格取得に向けた各種支援により、認定看護師等の有資格者数が増加するなど、人材の確保・育成のための取組の推進が明確である。 そのうえ、医療の標準化(高度医療のモデル化)の推進のために、クリニカルパスの活用をさらに推進し、件数、適用率ともに増加傾向にあることや、DPCデータの活用により四半期ごとに「労災病院DPCベンチマーク」を作成し、各病院に配布する取組を行っていることは、チーム医療の推進を促し、医療の質を向上させるという点からも評価できる。 また、安全な医療の推進のために、労災病院が相互に医療安全対策の状況を点検する取組は新しい取組として評価できる。
行政機関等への貢献	2(10)	<ul style="list-style-type: none"> 東京電力福島第一原子力発電所における労働者の健康管理等のため、国からの緊急医師派遣要請に基づき、平成23年9月5日から継続的にJヴィレッジ内の診療所に労災病院から医師を派遣している(延べ108名、延べ派遣日数336日)。 大阪の印刷事業場での胆管がんの発生 	<ul style="list-style-type: none"> 行政機関等への貢献については、東京電力福島第一原子力発電所における労働者の健康管理等のため、国からの要請に基づき、Jヴィレッジ内の診療所に対し、労災病院から継続的に医師を派遣するなど、引き続き震災対応の取組を進めたことは高く評価できる。

		<p>を受けて、産業保健推進センターでは相談窓口を設置。当該窓口で相談を受けた労働者のうち、職業性胆管がんが疑われる労働者に対しては、29の労災病院で相談・診療が可能な体制を整えている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 厚生労働省からの要請により、労災診療費レセプト審査事務の質の確保、向上を図ることを目的として、労働局のレセプト審査事務担当職員を集めた研修へ、労災病院医師6名を講師として派遣した。 国の要請に応じて、52の審議会及び委員会等に95名が参画し、労災疾病等に係る医学的知見を提供した。 労災認定にかかる意見書作成について、平成24年度の平均処理日数は15.1日と平成15年度の29.3日のおよそ半分となる大幅な短縮を達成した。 	<ul style="list-style-type: none"> また、大阪の印刷事業場に係る労災請求に端を発した「胆管がん問題」に対して、全国の産業保健推進センター等に相談窓口を設置するとともに、当該窓口で相談を受けた労働者のうち、職業性胆管がんが疑われる労働者に対しては、29の労災病院で相談・診療が可能な体制を整えたことは、労働者健康福祉機構ならではのネットワークを活かした取組であり、高く評価できる。 さらに、国が設置した審議会等への参画及び国の要請に応じた地方労災医員等の医員・委員の受嘱のほか、労災認定等に係る意見書作成についても引き続き迅速化に取り組んでおり、そのような面でも行政機関等への貢献を着実に行っていると高く評価できる。
労災疾病等に係る研究・開発	2(9)	<ul style="list-style-type: none"> 労災疾病等13分野医学研究・開発の取組、普及状況について「アスベスト関連疾患分野」において、最新の症例と労災認定基準の解説を記載した「アスベスト関連疾患日常診療ガイド」を改訂・発刊し、石綿関連疾患診断技術研修(受講者実績718名)でテキストとして活用されるなど、実務専門書として広く利用されている。 「中国職業衛生能力強化プロジェクト」として、独立行政法人国際協力機構(JICA)からの協力依頼を受け、平成24年6月に日本で中国人医師向けのじん肺・アスベストの診断技術研修を行うとともに、8月には専門家を現地に派遣した。実際に中国で発生したアスベスト関連疾患・じん肺症例について診断指導を行い、中国人医師の診断技術の向上に貢献した。(6月:派遣機関医師4名 中国人医師参加者8名、8月:派遣機関医師2名 中国人医師参加者約40名) 「身体への過度の負担による筋・骨格系疾患分野」において、アンケート調査結果から、日本人の腰痛の生涯有訴率は83%であり、腰痛が原因で社会活動を休んだ経験者は4人に1人以上のこと、また、2年間の前向き研究であるJOB studyより、仕事に支障を来たす腰痛の新規発生には、過去の腰痛歴、持ち上げ作業が頻繁なことが関与し、さらに心理・社会的要因(特に職場の人間関係のストレス等)が強く影響することを明らかにした。 「勤労者のメンタルヘルス分野」において、インターネットを使用したメンタルヘルスチェックシステムである「MENTAL-ROSAI II (MR II)」の有用性について検討し、MR II利用後、ストレス対処を自覚した者が18%増加し、ストレス対処法と抑うつの関係については、「発想転換」を対処法とした者の抑うつ度が低いことを明らかにした。 勤労者の罹患率の高い疾病の一つであるがん分野において、「がんの治療と両立支援 研究推進フォーラム」(9月29日)及び「勤労者医療フォーラム」(12月22日)を開催し、機構本部、労災病院、労災指定医療機関、産業医及び行政等のネットワークの構築に係る検討を行った。延べ150名の参加者からは高い関心と評価が得られた。 	<ul style="list-style-type: none"> 労災疾病等に係る研究・開発については、労災病院グループにおいて、労災疾病等13分野に係る医学研究・開発やその成果の普及を進めており、大学等の研究で取り上げられにくい分野を含めた研究の推進と臨床への応用の取組として高く評価できる。 その中でも、アスベスト関連疾患の早期診断に関する研究では、最新の症例と労災認定基準の解説を記載した「アスベスト関連疾患日常診療ガイド」を改訂・発刊したり、「中国職業衛生能力強化プロジェクト」として、独立行政法人国際協力機構(JICA)からの協力依頼を受け、中国人医師向けの診断技術研修を行うとともに、専門家を現地に派遣し、中国人医師の診断技術の向上に貢献したことは高く評価できる。 また、過重労働による健康障害防止のための研究や職業性腰痛へのストレスの影響等に関する研究、職場におけるメンタル不調予防に関する研究、疾病の治療と職業の両立支援に関する研究等の各研究において、着実な取組を行っていることは高く評価できる。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成24年度評価に関する意見(H25.12.16)(個別意見)

- 該当なし

法人名	独立行政法人国立病院機構(平成16年4月1日設立)<特定> (理事長:桐野 高明)
目的	医療の提供、医療に関する調査及び研究並びに技術者の研修等の業務を行うことにより、国民の健康に重大な影響のある疾患に関する医療その他の医療であって、国の医療政策として機構が担うべきものの向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする。
主要業務	1 医療を提供すること。2 医療に関する調査及び研究を行うこと。3 医療に関する技術者の研修を行うこと。4 1~3に附帯する業務を行うこと。
委員会名	厚生労働省独立行政法人評価委員会(委員長:山口 修)
分科会名	国立病院部会(部会長:松尾 清一)
ホームページ	法人:http://www.hosp.go.jp/ 評価結果:http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/dokuritu/dokuritsu-iin/kokuritsu12.html
中期目標期間	5年間(平成21年4月1日~平成26年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H20 年度	第1期 中期目標 期間	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	備考
<総合評価>	—	—	—	—	—	—	1. S、A、B、C、Dの5段階評価。
<項目別評価>							2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
1.国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上							3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いをしているため、総合評価には「-」を記入している。
(1) 診療事業	S×1 A×2	S×1 A×2	S×1 A×3	S×2 A×2	S×2 A×2	S×2 A×2	
(2) 臨床研究事業	S	S	S	S	S	S	
(3) 教育研修事業	A	A	S	S	S	S	
(4) 災害等における活動	A	A					
(5) 総合的事項			A	A	A	A	
2.業務運営の効率化							
(1) 効率的な業務運営体制の確立	A	A	A	A	A	A	
(2) 業務運営の見直しや効率化による収支改善	S×2 A×2	S×1 A×3	S×1 A×2	S×1 A×2	S×1 A×2	S×1 A×2	
3.財務内容の改善に関する事項							
(1) 経営の改善	S	S	S	S	S	S	
(2) 固定負債割合の改善							
4.短期借入金の限度額	S	S	S	S	S	S	
5.重要な財産の譲渡等							
6.剰余金の用途							
7.その他業務運営に関する事項							
(1) 人事に関する計画	A	A	A	A	A	A	
(2) 広報に関する事項							

2. 府省評価委員会による平成24年度評価結果(H25.8.20)(主なもの要約)

(1)総合評価

(総合評価の内容)

- 診療事業では、引き続き、地域連携クリティカルパスの実施や紹介率・逆紹介率の着実な向上、地域医療支援病院の増加など、地域医療への取組を一層強化し地域医療に大きく貢献しているほか、質の高い医療を提供するため、医療の標準化の推進や臨床評価指標の改善と公表に取り組み、また、重症心身障害や筋ジストロフィー、結核などの政策医療にも着実に取り組んでおり、セーフティーネットとしての重要な役割を果たしていることを高く評価する。
- 臨床研究事業では、国立病院機構のネットワークを活かした臨床研究活動やEBM(根拠に基づく医療)の推進に向けた取組が確実に進捗しているほか、質の高い治験の推進に向けた取組も大いに実績を上げており、これを高く評価する。平成24年度には、独立行政法人理化学研究所との「包括的な連携・協力の推進に関する基本協定」に基づき、NKT細胞を活性化する肺がん細胞治療の開発についての臨床研究を開始した。これにより最先端基礎研究と臨床研究の相乗効果が生まれ、基礎研究の実用化促進に繋がることが期待できる。
- 教育研修事業では、高度な看護実践能力を持ちスキルミックスによりチーム医療を提供していくことのできる看護師を養成するため、国立病院機構勤務の医師が参加したカリキュラムの作成・臨床実習をはじめ、国立病院機構が主体となって平成24年度は大学院を卒業した14名の診療看護師(JNP)が厚生労働省の看護師特定行為・業務試行事業の指定を受けた10病院で活動を行い、クリティカル領域の診療看護師の育成に取り組んだことを高く評価する。また、各領域の専門性に秀でた指導医による実地研修として「良質な医師を育てる研修」の充実を図るなど、医師のキャリア形成を支援する体制整備も着実に進めており、引き続き積極的な取組を期待する。
- 全体として国立病院機構の設立目的に沿って適正に業務を実施したこと、中期目標の達成に向けて着実な進展が見られたことを高く評価する。今後とも、患者の目線に立った良質な医療と健全な経営とのバランスがとれた一層の取組と、国立病院機構の役割等を踏まえ、そのネットワークを活用して積極的に国の医療政策として国立病院機構が担うべきものの向上を図る姿勢を期待したい。

(2)項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
診療事業	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> 臨床評価指標は、「診療情報データバンク(MIA)」により、全144病院を対象としてDPCデータ及びレセプトデータを用いて70指標を計測し、平成24年10月に公表した。また国立病院機構以外の医療機関でもこの70指標と同様な指標を作成できるよう、計測に係る分子・分母の定義及び算出方法を明確にした「計測マニュアル」を作成・公表した。他の医療機関がこの計測マニュアルを使用して指標を作成し、医療の質の改善活動に取り組むことが可能となり、我が国の医療の標準化に貢献している。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> クリティカルパスについて、実施件数が中期計画に掲げた目標を達成しているものの、引き続き各病院等でその普及、改善に取り組んでいることを高く評価する。 EBM推進に向けた取組については、全144病院を対象として70指標を測定し、国立病院以外の他の医療機関でも同様な指標を作成できるよう、計測マニュアルとともに公表する取組を高く評価する。その他、長期療養患者をはじめとする患者のQOLの向上に資する取組を評価する。
臨床研究事業	1(2)	<ul style="list-style-type: none"> 厚生労働省の要請を受けて、備蓄された2種のワクチンを用いて「沈降インフルエンザワクチンH5N1を用いたパンデミック対応(異種株連続接種によるパンデミック想定株を含む幅広い交叉免疫性の獲得、1回接種による基礎免疫誘導効果研究及び安全性確認試験)の研究」(3課題対象被験者数1,320名)を平成23年度に引き続き実施し、国の新型インフルエンザ(H5N1)ワクチンの備蓄方針決定に不可欠な情報収集を行った。 治験実施症例数については、4,593例(対平成20年度(4,250例)比8%増、ただし、医師主導治験351例を除く。)となり、平成20年度と比べて増加している。なお、治験等受託研究に係る請求金額については、平成20年度(48.33億円)と比較して増加している。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> EBM推進のためのエビデンスづくりとして、国立病院機構のネットワークを活用した大規模臨床研究が順調に進展している。特に、新型インフルエンザ(H5N1)ワクチンに関する研究を行い、国のワクチン備蓄方針決定に不可欠な情報収集を実施するなど引き続きワクチンに係る有効性・安全性の情報収集で重要な役割を果たしたことを高く評価する。治験については、治験・臨床研究コーディネーター(CRC)の増員のほか、難易度の高い治験を積極的に実施し平成21~24年度の承認医薬品の約5割の治験に国立病院機構が関わるなど、ドラッグラグ解消に向けた治験の推進を行ったことを高く評価する。
教育研修事業	1(3)	<ul style="list-style-type: none"> 高度な看護実践能力を有し、スキルミックスによるチーム医療を提供できる看護師を育成することを目的として、平成22年4月に開設された東京医療保健大学東ヶ丘看護学部と同大学院看護学研究科が行う看護教育に対し、国立病院機構として、機構病院での実習の場を提供するなど積極的な協力を実行している。 国立病院機構としても、看護師のスキルアップを図るために、研究休職制度を利用し、毎年10名程度を同大学院看護学研究科へ進学させている。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> スキルミックスによりチーム医療を提供していくことのできる看護師を養成するため、平成22年度に開設した教育機関で国立病院機構の医療現場を最大限活用した教育を行っており、特に大学院では、クリティカル領域の「診療看護師(JNP)」の育成に取り組んでいることを高く評価する。また、「良質な医師を育てる研修」の実施、医師を中心としたリーダー育成研修やNHOフェローシップの構築など教育体制の充実に取り組んでいることを高く評価する。さらに、地域の医療従事者を対象とした研究会等を積極的に実施しており、中期計画に掲げる目標を上回る実績を上げていることを高く評価する。
経営の改善	3(1)	<ul style="list-style-type: none"> 平均在院日数の短縮による診療報酬に係る上位基準の取得、新規患者の増加等の経営改善に向けた努力を積極的に実施した結果、経常収支498億円、経常収支率105.8%の黒字となり、年度計画における経常収支率105.0%を超える収支率をあげた。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 機構発足以来9期連続で経常収支黒字、さらには経常利益498億円を計上するなど、特段の実績をあげたことを高く評価する。また、個別病院ごとの経営改善計画について、「機構病院リストアプラン」を実施するなど、着実な経営改善への取組を評価する。
固定負債割合の改善	3(2)	<ul style="list-style-type: none"> 建物整備においては、引き続き建築コストを引き下げるなどにより、整備の効率化を図った。医療機器整備については、平成24年度は労働者健康福祉機構と連携のうえ、大型医療機器の共同入札を実施し、医療機器整備コストを下げるなどにより、整備の効率化を図った。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 国時代の膨大な負債と老朽化した病院を数多く抱えながらの経営の中で、建築単価の見直しをはじめとした様々な経営努力により、着実に固定負債を減少させるとともに内部資金を活用して病院機能向上のために必要な整備量を確保し、約定通りの償還を確実に行った結果、長期借入金を大幅に削減したことを高く評価する。 一方、耐用年数を越える老朽建物が多く存在しているため、患者の療養環境の改善の観点から、計画的に投資を行い、建物整備を進めていくことが今後の課題である。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成24年度評価に関する意見(H25.12.16)(個別意見)

- 該当なし